

第7章 非常時対応計画

7-1. 非常時対応計画

非常時対応計画は、確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順を勤務時間内と夜間休日に分けて時系列にできる限り具体的に整理するものである。

対応手順は、各対応の開始時間が早いものから順に整理し、「対応の目標時間」及び業務開始時間を記載する。

表 7-1 に勤務時間内に想定地震が発生した場合の非常時対応計画を示す。

表 7-2 に夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合の非常時対応計画を示す。

表 7-1 勤務時間内に想定地震が発生した場合（1/2）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置。 ・目視により火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合、屋外に避難。 ・屋外避難が必要ない場合、来訪者を誘導。 	
直後	在庁職員の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者が在庁職員の安否を点呼等により確認。 	職員リスト
直後	安否連絡（不在職員等） <ul style="list-style-type: none"> ・外出、休暇等により在庁していない職員は、自らの安全を確保した後、速やかに安否確認の担当者に安否の連絡を行い、帰庁・出勤できる時間の目処を連絡。 	
～3 時間	災害対応拠点の安全点検 <ul style="list-style-type: none"> ・担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 ・災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。 	
～3 時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 ・データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を委託業者に依頼。 	
～3 時間	不在職員等の要員把握 <ul style="list-style-type: none"> ・不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。 	
～3 時間	災害対策本部への初動連絡	
～3 時間	管路施設・ポンプ場施設の被害状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ・管路施設・ポンプ場施設の被害状況を確認。 	
～3 時間	降雨予報の確認（以降、随時） <ul style="list-style-type: none"> ・今後の降雨予報を確認、浸水被害が予想される場合は、浸水対策を実施。 	
～3 時間	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・関連行政部局（水道部局、道路部局）との協力体制の確認。 	
～3 時間	民間企業等との連絡確保 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。 	
～6 時間	ポンプ場の緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場施設の緊急調査。 	

表 7-1 勤務時間内に想定地震が発生した場合（2/2）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～12 時間	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う下水道施設の点検を実施。 	
～24 時間	東京都への被害状況等を連絡	
～24 時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、隨時） <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況・復旧見通しに関する情報を町災害対策本部へ伝達。町災害対策本部から、被害状況等の第1報を発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応。 	
～2 日	ライフラインの復旧見込みの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。 	
～2 日	支援要請 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・物）等を都に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 	
～2 日	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局、道路部局と協議。 	
～2 日	ポンプ場の被害対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 	
～2 日	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線等の目視調査を実施。 	
～3 日	汚水溢水の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ・配管等により解消。 ・備蓄資機材及び人員が不足している場合は、民間会社等に要請。 	
～3 日	支援要請（3日目以降の業務に関する内容） <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容（人・物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 	
～3 日	個別住民への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の修理業者の紹介。 	

表 7-2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合（1/2）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
直後	職員の安否連絡 <ul style="list-style-type: none"> 自らと家族の安全をとりあえず確保した後、速やかに安否確認担当者に安否の連絡を行い、出勤できる時間の目途を連絡。 	
直後	自動参集 <ul style="list-style-type: none"> 震度をラジオ等で確認し、指定された場所に自動参集。 参集にあたっては、服装に留意する。また、水、食糧を持参するように努める。 自動参集の過程で路面上の異常の有無を可能な範囲で確認。 	
～3 時間	災害対応拠点の安全点検 <ul style="list-style-type: none"> 担当班は、外部状況（大規模クラック）等、災害対応拠点（通常の業務拠点）の安全性を確認。 災害対応拠点の安全が確保できない場合、代替対応拠点へ移動。 	
～3 時間	データ類の保護 <ul style="list-style-type: none"> 台帳類（下水道台帳等）やバックアップ媒体などが損傷するおそれがある場合は、安全な場所へ移動。 データが損傷した場合、バックアップのない情報の復元処理を委託業者に依頼。 	
～3 時間	不在職員等の要員把握 <ul style="list-style-type: none"> 不在職員等（外出、休暇等）の把握と安否確認。 	
～3 時間	災害対策本部への初動連絡	
～3 時間	管路施設・ポンプ場施設の被害状況確認 <ul style="list-style-type: none"> 管路施設・ポンプ場施設の被害状況を確認。 	
～3 時間	降雨予報の確認（以降、随時） <ul style="list-style-type: none"> 今後の降雨予報を確認、浸水被害が予想される場合は、浸水対策を実施。 	
～3 時間	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> 関連行政部局（水道部局、道路部局）との協力体制の確認。 	
～3 時間	民間企業等との連絡確保 <ul style="list-style-type: none"> 汚水溢水の解消や応急復旧に備え、連絡体制を確保。 	
～6 時間	ポンプ場の緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ポンプ場施設の緊急調査。 	

7-2. ポンプ場の被害別対応

(1) 被災による電力供給遮断について

被災時、停電等により、電力が一時的に遮断された場合、ポンプ場において、自家発電装置 1 台により、最大 15 時間までポンプ 2 台の連続運転が可能である。重油を燃料としているため、被災時に供給ができるよう町重油取扱店と協定を結ぶ必要がある。

(2) 被災によるポンプ場施設機能停止について

被災時、万が一、ポンプ場施設機能が停止した場合、流入汚水を圧送できずにマンホールから溢水することが想定される。

このため、ポンプ機能停止後、管内での貯留可能時間を確認する必要があり、貯留可能時間内にポンプ場流域（元狭山地区）の対策を開始する必要がある。

表 7-3 に示す管内貯留時間 3 時間 31 分を考慮し、ポンプ施設被災後 3 時間以内に対応を実施する必要がある。

表 7-3 貯留可能時間

流入水量 (m ³)	ポンプ槽 貯留可能時間	管 内 貯留時間
2,860	2 時間 49 分	3 時間 31 分

(3) ポンプ機能が停止した場合の対応

被災時、万が一、ポンプ場施設機能が停止した場合の対応について検討する。

対応としては、以下の方法が考えられる。

1) 汚泥吸引車及びバキューム車による収集

2) 河川への暫定放流

3) 下水道使用制限

1) 汚泥吸引車及びバキューム車による収集は、多摩川上流水再生センター（昭島市）まで運搬する。往復時間を 1 時間と仮定した場合、10 t 車で 16 台、2 t 車で 78 台必要となり、現実的には被災時の対応としては難しい。（資料編 P. 14 参照）

また、2) 暫定放流は、河川水質への影響を考慮し、実施はできない。

このため、ポンプ機能そのものが万が一停止した場合の対応として、下水道法第 14 条及び第 25 条の 7 に基づき、下水道の使用制限の周知を住民に図る必要がある。

よって、3) の対応を取ることが適切である。

次に、使用制限の周知とともに機能復旧までのポンプ場流域（元狭山地区）への対応として以下の方法が考えられる。

1) 公民館及び公園・広域広場、町施設へ仮設トイレの設置

2) 各家庭・事業所等への簡易トイレの配布

(4) 公民館及び公園・広域広場、町施設へ仮設トイレの設置

仮設トイレの設置等については、防災担当と避難所等の収容人員を踏まえた必要トイレ数について調整する必要がある。

なお、瑞穂町地域防災計画でのトイレの確保及びし尿処理については、下記に示す内容で対応することとなっている。

避難所等	し尿処理については、避難者の人数、水洗トイレの使用の可否（水道、下水道の被害含む）等については情報を集め検討し、避難所等の状況により備蓄されている簡易トイレ、便槽付きの仮設トイレを設置して、避難所等の衛生環境を確保する。 なお、水洗トイレの排水設備に被害を受けていないものについては、可能な限り学校のプール、災害用井戸等で水を確保し、下水道機能の活用を図る。
家庭	水道設備の被災により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、水洗トイレの排水設備を点検し、汲み置きした浴槽等の水及び地域の利用可能な災害用井戸水を利用するとともに、避難所等の仮設トイレを利用して、地域の衛生環境の維持に努める。
事業所	事業所の所有者は、被災により事業所の水洗トイレの使用が不可能になった場合は仮設トイレ等を設置して、地域の衛生環境の維持に努めるとともに、可能な限り被災住民の地元のために提供するよう努める。

【出典：瑞穂町地域防災計画（平成26年3月）】

(5) 必要トイレ基数の算定

元狭山地区の避難場所は、第三小学校であり、避難対象地区人口は、6,513人であるが、面積当たりの最大収容人員は、9,920人となっており、最大収容人員を対象人員として想定。

必要トイレ数は、100人当たり1基とした場合、最大100基が元狭山地区に必要となる。

施設名	所在地 (電話番号)	面積 収容人員	避難対象地区	避難対象地区人口
第一小学校	箱根ヶ崎2287 (557-0045)	6,880 m ² 6,880人	西砂町、表東町、表上町、東三丁目、五丁目、六丁目、七丁目	3,489人
第二小学校	長岡長谷部250 (557-0646)	11,831 m ² 11,830人	長岡町、春日町、愛宕町、水保町	4,598人
第三小学校	二本木670 (557-0266)	9,928 m ² 9,920人	二本木町、駒形町、高根町、富士山町、栗原町、松山町	6,513人
第四小学校	箱根ヶ崎西松原2-1 (557-4143)	10,198 m ² 10,190人	西三丁目、松原町	3,800人
第五小学校	殿ヶ谷1160 (556-1377)	12,090 m ² 12,090人	安住町、表町、仲町、中芝町、東砂町、丸町、神明町	3,734人
瑞穂中学校	石畑1961-1 (557-0070)	14,569 m ² 14,560人	上仲町、旭町、東一丁目、二丁目	1,940人
第二中学校	箱根ヶ崎1172 (557-5501)	12,691 m ² 12,690人	西一丁目、中三丁目、東長岡町	2,021人
町営グランド	箱根ヶ崎2189	12,929 m ² 12,920人	四丁目、八丁目、九丁目	1,215人
武蔵野コミュニティ グランド	むさし野1-5	7,560 m ² 7,560人	旭が丘自治会、さかえ町、富士見町、南平町	6,509人

(6) 避難場所における簡易トイレの配布

指定区別人口調より、対象世帯数は、2,847世帯である。（消毒用品も同様）

世帯毎に、簡易トイレを配布する。

（世帯＝家屋数と仮定。） ※1世帯あたり4人と仮定

また、元狭山地区における事業所の従業者数は、4,800人であり、世帯換算すると1,200世帯である。

合計世帯数＝ $2,847 + 1,200 = 4,047$ （世帯）

約5日分／世帯 使用可能。

簡易トイレの一例



簡単、清潔、安心！水のいらない簡易トイレ

水や非常食と同様に、トイレは災害時に重要なライフラインの一つです。「阪神大震災でもトイレ問題は切実でしたが、東日本大震災でも特に必要とされたのが備蓄用の簡易トイレでした。本品はたっぷり50回分で経済的、ご家族で約5日分使用できるので、備えとしても安心です」

【商品内容】

- 凝固剤(約5g) × 50
- 汚物専用黒色ポリ袋(45L) × 50
- 汚臭物収納袋(20L) × 5
- サイズ：24×17.5×9.5cm 重量 1.87kg

簡易トイレの必要数・配布方法等については、防災担当と調整する必要がある。

対応方法のまとめ

仮設トイレの設置及び簡易トイレの配布のどちらかの方法ではなく、併用して行うことが適當と思われる。今後、仮設トイレの設置及び簡易トイレの配布等については、防災担当と協議し、配置計画・配布及び備蓄方法を検討する必要がある。

表 7-2 夜間休日（勤務時間外）に想定地震が発生した場合（2/2）

時間	(標準的な) 行動内容	参照文書類
～12 時間	緊急点検 <ul style="list-style-type: none"> ・調査箇所の優先順位を決定し、グループ編成・調査内容を決定。 ・調査用具、調査チェックリストを準備。 ・人的被害につながる二次災害の防止に伴う下水道施設の点検を実施。 	
～24 時間	東京都への被害状況等を連絡	
～24 時間	被害状況等の情報収集と情報発信（以降、隨時） <ul style="list-style-type: none"> ・報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報（下水道施設、溢水状況）を収集整理。 ・被災状況・復旧見通しに関する情報を町災害対策本部へ伝達。町災害対策本部から、被害状況等の第1報を発表。 ・個別住民からの問い合わせ対応。 	
～2 日	ライフラインの復旧見込みの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧見込みについて、災害対策本部を通じて確認。 	
～2 日	支援要請 <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の調査及び復旧に関して、支援要請が必要かを判断。 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容（人・物）等を都に連絡。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）を確保。 	
～2 日	関連行政部局との連絡調整 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急調査、応急復旧等を行うにあたって、水道部局、道路部局と協議。 	
～2 日	ポンプ場の被害対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場での調査人員が不足していれば、要員を手配し配置。 	
～2 日	緊急調査 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な幹線等の目視調査を実施。 	
～3 日	汚水溢水の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水溢水箇所の確認。 ・備蓄している仮設ポンプ・配管等により解消。 ・備蓄資機材及び人員が不足している場合は、民間会社等に要請。 	
～3 日	支援要請（3日目以降の業務に関する内容） <ul style="list-style-type: none"> ・要請先の選定、要請内容（人・物）。 ・受入場所（作業スペース・保管場所）の確保。 	
～3 日	個別住民への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備の修理業者の紹介。 	

(7) 下水道の使用制限について

第3章 3-3 ポンプ場施設の被害想定③ポンプ場の被害別対応の項目で、被災時、万が一、ポンプ場施設機能が停止した場合の対応に合わせ、下水道法第14条及び第25条の7に基づき下水道の使用制限の周知を住民に図る必要がある。

(下水道法 第14条)

公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施工する場合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(下水道法 第25条の7)

流域下水道管理者は、流域下水道に関する工事を施工する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

◇下水道の使用制限の要請をお願いするお知らせの雛形

平成 年 月 日

下水道使用制限について

瑞穂町都市整備部
都市計画課

今回の震災により、下水道施設に甚大な被害が発生し、現在、下水が流せない状況となっております。

住民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、下水道施設が復旧するまでの間、下水道の使用を制限させていただきます。

使用制限の間は、生活排水(台所・洗濯・風呂水)を流さないようお願いします。

また、トイレについては、各避難所又は近隣公園に設置した仮設トイレを利用していただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。